

男鹿市告示第37号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、男鹿市財務規則（平成17年男鹿市規則第39号）第40条の2第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

男鹿市長 菅原 広二

1. 指定納付受託者の指定を受けた者

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社秋田国際カード	秋田市大町一丁目3番8号
株式会社秋田ジェーシービーカード	秋田市大町二丁目4番44号
三井住友カード株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番31号

2. 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

- (1) 斎場使用料
- (2) 船員手帳交付等手数料
- (3) 自動車臨時運行手数料
- (4) 戸籍手数料
- (5) 住民基本台帳手数料
- (6) 印鑑登録証明手数料
- (7) 諸証明手数料
- (8) 家庭系一般廃棄物処理手数料（ごみ袋、粗大ごみ証紙）
- (9) 市単独運行バス使用料

指定納付受託者を指定した年月日

令和5年4月1日